

部会制運営細則

- 第1条 本会会則第15条の2に定める部会の運営については、この細則による。
- 第2条 部会は、生命倫理に関わる特定領域の研究・教育・実践等を促進することを目的とする。
- 第3条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 研究会を開催する。
 - (2) シンポジウム、セミナー、公開講演会等を開催する。
 - (3) 会員への情報提供を行う。
 - (4) 人材育成を促進する。
 - (5) その他、理事会が特に学会として取り組む必要のあると判断した課題の検討
- 第4条 部会の設置は、理事会の決定により行う。また、前年度から引き続いて活動を行う場合も、毎年理事会による承認を得るものとする。
- 第5条 部会は、本会会員（正会員、学生会員、会友）及び名誉会員、賛助会員をもって組織し、その運営のため部会長1名、幹事若干名をおくことができる。
- 2 部会長および幹事の任期は3年とする。（部会長の選出方法は理事会で決定する）
 - 3 部会長および幹事の任期は1年とし、部会長の選出は理事会で承認する。なお、再任を妨げない。
- 第6条 部会長は、毎年1回活動の状況ならびに成果を理事会に報告しなければならない。また、部会長は部会を代表して、理事会に適宜必要な事項を提案することができる。
- 第7条 部会の事業は会員に公開するものとし、その開催予定等を学会ホームページ、会報、ニューズレター等を通じて会員に知らせるものとする。
- 第8条 部会の運営に必要な経費については、原則として各部会に一定額を上限とする補助金を支出する。部会長は年度開始時に活動方針案と予算案を作成し、理事会に報告し、承認を得る。
- 第9条 部会の決算について、部会長は年度末に理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 第10条 この細則の変更は、理事会の承認を経て行う。
- 附 則 この細則は、2013(平成25)年3月23日から施行する。（2012年度第3回理事会決定）
- 附 則 この細則は、2014(平成26)年3月7日から施行する。（2013年度第3回理事会決定）
- 附 則 この細則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。（2019年度第3回理事会決定）